



島根県報

令和4年3月31日(木)

号外第39号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

第13次鳥獣保護管理事業計画の公表	(農林水産総務課)	2
第二種特定鳥獣管理計画の公表	(")	2
第二種特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長	(")	2
第二種特定鳥獣の捕獲等の猟法の禁止の一部解除	(")	3

告 示

島根県告示第241号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第13次鳥獣保護管理事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部農林水産総務課、隠岐支庁、各農林水産振興センター及び各農林水産振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第242号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画及び第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画を定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部農林水産総務課、隠岐支庁、各農林水産振興センター及び各農林水産振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第243号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等をする期間を延長する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ、ニホンジカ
 - 2 期間の延長を行う区域
次の区域を除く県内の区域
 - (1) 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町
 - (2) 国指定鳥獣保護区
 - 3 期間の延長を行う期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
 - 4 期間の延長の内容
 - (1) 延長前の期間
11月15日から翌年の2月15日まで
 - (2) 延長後の期間
11月1日から翌年の2月末日まで
-

島根県告示第244号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、第二種特定鳥獣の捕獲等の猟法の禁止の一部解除を次のとおり行う。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 第二種特定鳥獣の種類

イノシシ、ニホンジカ

2 一部解除を行う区域

次の区域を除く県内の区域

(1) 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

(2) 国指定鳥獣保護区

3 一部解除を行う期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 一部解除の内容

(1) 一部解除前の禁止する猟法

くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの）を使用する方法

(2) 一部解除後の禁止する猟法

くくりわな（輪の直径が15センチメートルを超えるもの）を使用する方法